

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

- 1 大阪府は、これまで積み重ねてきた視覚障害者福祉の制度、施策を発展・充実してください。

（回答）

- 大阪府では、障がい施策全般を総合的かつ計画的に推進していくため、貴会をはじめとする関係団体等からの参画を得た、「第5次大阪府障がい者計画策定検討部会」及び「大阪府障がい者施策推進協議会」において、当事者の方からも意見を頂戴しながら、令和3年3月に「第5次大阪府障がい者計画」を策定し、令和6年3月には法改正等の動きを踏まえた中間見直しを行い、本計画に基づき取組を進めているところです。
- 現行計画の期間が令和8年度末を終期としていることから、本年度4月より大阪府施策推進協議会のもとに第6次大阪府障がい者計画策定検討部会を設置し、障がい当事者も含めた幅広い分野の委員の皆様にご参画いただき、次期計画策定に向けた検討を進めているところです。
- 次期計画策定にあたっては、本年度8・9月に実施する生活ニーズ実態調査の結果や計画の実績・進捗の状況等を踏まえ、障がい当事者をはじめ幅広い意見もお伺いしながら策定してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

2 「第5次大阪府障がい者計画」の実績・進捗を踏まえ、「第6次大阪府障がい者計画」が実効性のあるものとなるように協議・策定してください。

（回答）

- 第5次大阪府障がい者計画は、「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念とし、また三つの最重点施策として「入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進」、「障がい者の就労支援の強化」と「専門性の高い分野への支援の充実」を位置づけております。
- 本計画の実施におきまして、その進捗状況を大阪府障がい者施策推進協議会に、適宜、報告を行い、評価をいただきながら、障がい者の地域における自立と社会参加の実現に向けて総合的・計画的に、施策を展開してまいります。
- 現行計画の期間が令和8年度末を終期としていることから、本年度4月より大阪府施策推進協議会のもとに第6次大阪府障がい者計画策定検討部会を設置し、障がい当事者も含めた幅広い分野の委員の皆様にご参画いただき、次期計画策定に向けた検討を進めているところです。
- 次期計画策定にあたっては、本年度8・9月に実施する生活ニーズ実態調査の結果や計画の実績・進捗の状況等を踏まえ、障がい当事者をはじめ幅広い意見もお伺いしながら策定してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

- 4 すべての府民（府内の公的機関、教育機関等に所属・関与する者を含む。）を対象に、視覚障害者を正しく理解するための啓発活動を充実してください。

（回答）

- 従来から、採用時や昇任時等の研修の機会をとらえて、視覚障がい者を取り巻く課題に関する意識啓発を行っているところです。
- 令和6年度は、約500名の新規採用職員を対象とした研修におきまして、点字体験実習にご協力いただくとともに、障がい特性への理解・対応について、熱心かつ丁寧にご講義いただき、誠にありがとうございました。これらの直接指導を受けることのできる研修は、公務員としての福祉感覚を養う貴重な機会であると考えております。
- 今後とも、新規採用職員研修のほか、全職員が受講できる「視覚障がい者に関する理解を深める研修」や、課長補佐級職員昇任者全員が受講する「人権問題研修」等を通じまして、職員の人権に関する意識を高めていきたいと考えておりますので、引続きのご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

研修の状況（R7）

①各階層別研修における人権研修

対象：各階層の職員

内容：障がい者問題等に関する講演 等

※新規採用職員研修（11月中下旬実施予定）時に、障がい理解を深めるための講演（R2～）及び点字体験実習（H23～）を実施

②視覚障がい者に関する理解を深める研修

対象：職務上関係する職員等

内容：点字実習、視覚障がい者による講話 等

（回答部局課名）

総務部人事課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

- 4 すべての府民（府内の公的機関、教育機関等に所属・関与する者を含む。）を対象に、視覚障害者を正しく理解するための啓発活動を充実してください。

（回答）

- 啓発活動を通じて障がい者に対する理解を深めることは、障がいのある方々が社会の一員として障がいのない方々とともに生活し、活動することができる社会の実現に向けた重要な取組であると認識しています。
- 府政情報室では、障がい者に対する理解を深めるための広報手段として、広報紙「府政だより」や各種 SNS などの広報媒体を活用しており、広報活動にあたっては、府民にしっかりと内容が伝わるよう、わかりやすい情報発信に努めているところです。
- 令和6年度は、「府政だより」において、「障がい者週間」の周知や就労支援の促進をはじめ、福祉医療費助成制度の周知や、障がいを理解するための啓発イベントなど、関係部局が発信する障がい者に対する理解を深めるための記事を積極的に掲載してきたところです。
- 今後とも、ご要望の趣旨を踏まえつつ、府政情報室が有する広報媒体を活用し、関係部局と連携しながら啓発活動に努めてまいります。
- また、障がい福祉室ではさまざまな障がいについての理解を深めていただくために、ハンドブックを作成しており、その中で視覚障がいにつきましても、主なお困りごとや望ましい配慮の例を掲載しております。また、白杖、盲導犬、点字ブロックについても紹介しております。
- この冊子については庁内での研修はもちろんのこと、府内市町村が実施する研修等で活用していただいたり、事業者団体を通じて会員企業に配布いただくなど、多くの方に活用いただけるよう努めております。

（回答部局課名）

府民文化部 府政情報室 広報広聴課
福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

- 4 すべての府民（府内の公的機関、教育機関等に所属・関与する者を含む。）を対象に、視覚障害者を正しく理解するための啓発活動を充実してください。

（回答）

- 視覚障がいのある児童生徒と周りの児童生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を進めていくためには、視覚障がいに対する理解を深める教育を推進するとともに、互いに尊重しあえる人間関係づくりを推進することが重要です。
- 府内小中高等学校においては、障がいについて理解を深める教育を行っており、特に、視覚障がいについては、アイマスクによる体験学習や、自分たちの町のバリアフリーの状況を調べる学習、点字について知る学習、視覚障がいのある方を講師とした講演会など、様々な取り組みを実施しています。
- 大阪府教育センターでは、小学校、中学校、高等学校、支援学校の「初任者研修」において、「視覚障がいの特性や指導・支援のポイント」、「視覚障がい者のための教材・教具」等について理解を深めております。また、「支援学校初任者研修」では、「授業づくり」研修の中で、視覚障がいのある子どもが安心して学習することができる環境の整備について、「点字ブロック」や「音声化と触察」等を説明し、「点字」「拡大教科書」や「単眼鏡・ルーペ類」「拡大読書器」等の視覚補助具等を示しながら、視覚障がいのある子どもの教育に関する専門的な知識・技能について研修を実施しております。
- さらに、府内の教職員を対象にした「支援教育実践研修 A」においては、「視覚障がいのある子どもの支援と機器」というテーマで、当事者体験等を通じて、視覚障がいのある子どもの特性を知り、白杖などの歩行補助具や点字器、点字ディスプレイを示し、支援の方法や指導の実際について学ぶ機会を設けるとともに、視覚障がいのある当事者の願いや経験をもとに、子どもへの実際の指導にどう生かすかをお聴きする研修を実施しております。
- 今後とも、障がいについて、より正しく理解するための教育や研修の充実に努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課
 教育庁 市町村教育室 小中学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

8 障害者差別解消法の趣旨を徹底するため、大阪府が制定したガイドラインが実効性を発揮するよう努めてください。

（１）市町村とも連携して、より一層積極的かつ効果的に、合理的配慮の義務化及び必要性について府民（事業者を含む。）への啓発を行ってください。

（２）大阪府や市町村の職員対応等の運用に当たっては、視覚障害者への正しい理解の徹底をはかり（対応マニュアル作成等）、職員による代読、代筆をはじめ、視覚障害者が不自由しない窓口対応に努めてください。

（３）視覚障害者にとってはスーパーのセルフレジや飲食店のタッチパネルなど画面上の操作が困難であることへの理解を深め、有人レジの設置や必要時に操作の支援が得られるよう、働きかけてください。

（回答）

（１）大阪府障がい者差別解消条例が令和３年４月に改正され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことに伴い、事業者を含め府民に対して法の趣旨や合理的配慮について周知・啓発に努めております。

また、障害者差別解消法が令和６年４月に改正され、法においても事業者による合理的配慮の提供が義務化され、啓発の重要性はより増していると認識しております。

大阪府では、令和７年３月に府民へよりわかりやすく法の趣旨や合理的配慮の提供の必要性を伝えることを目的に、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を改訂しました。ガイドラインを用いて、市町村とも連携し、より多くの府民に法の趣旨等を理解していただけるよう、引続き取り組んでまいります。

（２）大阪府では、任命権者ごとに「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」（以下「対応要領」という。）を定めており、「職員対応に係る留意事項」の中で「合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例」として「本人の依頼がある場合には、代筆や代読といった配慮を行う」等の記載をし、適切な対応に努めております。

今後とも、府職員に対して障がい特性や合理的配慮に関する認識を徹底し、適切に対応できるよう、対応要領に加え、障がい種別ごとに特性等を紹介した「障がい理解ハンドブック」や合理的配慮の具体的な事例を記載したガイドラインなどを活用し、職員研修の実施に取り組んでまいります。

市町村職員の対応に関しては、各市町村において自主的に取り組まれるべき事項ではありますが、府として必要に応じて各市町村へ助言等を行うなど、引続き市町村に対する支援もしてまいります。

(3) 大阪府では、ガイドラインに、障がいのある人に対する情報保障の配慮姿勢や対応例を盛り込むとともに、合理的配慮の提供に関して、「視覚障がいのある人等への介添え」や「タッチパネル操作が困難な顧客への声かけ、操作の代行」等の具体的な事例を掲載しています。

それぞれの事業者における障がい理解が深まり、各場面に応じて必要かつ合理的な配慮を行うことができるよう、今後とも、具体的な事例の紹介や、事業者団体等への出張講義、大阪府主催の障がい者差別解消研修の開催等の取組みを推進してまいります。

(回答部局課名)

(1)(2)(3) 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

(2) 大阪府部分のみ：総務部 人事課、
教育庁 教育総務企画課、
教育庁 教職員室 教職員人事課、
大阪府警察本部

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

- 9 家電製品をはじめあらゆる商品について、視覚障害者にも使いやすいユニバーサルデザインの推進の啓発を進めてください。

（回答）

- ユニバーサルデザインの推進は、障がい者のみならず、全ての人にとって使いやすい工夫や配慮であり、誰もが暮らしやすい社会をつくることにほかならず、共生社会の実現に向けた重要な取り組みです。
- 今後とも、障がい及び障がい者に対する更なる市民の理解が促進されるようあらゆる機会を活用して、様々な啓発等の取り組みを粘り強く着実に展開してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

12 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を推進してください。

（回答）

- 令和4年5月に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法は、全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることに鑑み、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的としています。
- 大阪府では、これまでも第5次大阪府障がい者計画において、十分な情報・コミュニケーションを確保することを施策の推進方向として定め、取組みを進めているところです。
- 現在、次期計画策定に向けた検討を進めているところであり、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえ、先進技術の活用による意思疎通支援や情報保障の充実など、情報アクセシビリティの確保・充実について盛り込むこととしております。
- 障がい特性や年齢に対応した意思疎通支援や障がいのある人と障がいのない人との情報格差の解消など、引き続き、障がい者の情報保障・アクセシビリティの確保に努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

13 視覚障害者を対象としたスマートフォンの講習会を各市町村あるいはブロック単位で開催するよう市町村に働きかけてください。その際、府で講師を派遣するなど支援してください。

（回答）

- 先端技術の活用による府民の生活の質の向上の観点から、視覚障がい者を対象とする市町村による取組の推進は重要と考えています。
- このため、視覚障がい者等がスマートフォンの活用を学べる講習会等について、講師の育成、確保を含め、市町村での開催に必要な経費を国が補助する「デジタル活用支援推進事業」の市町村での活用が進むよう関係部局と連携し働きかけに努めてきたところです。
引き続き、市町村において事業を実施する際には、必要に応じ、民間事業者との連携などを支援してまいります。

（回答部局課名）

スマートシティ戦略部 戦略推進室 地域戦略推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

15 読書バリアフリー法について

（１）同法の目的を実現するため、視覚障害者が容易に読書ができるよう、スマートフォンや専用アプリ開発の促進が図られるなど、読書環境の整備を積極的に推進してください。

（回答）

- 大阪公立大学においては、全学的取り組みとして、障がい等を理由とした支援を必要とする学生のための相談・支援窓口となるアクセシビリティセンターを設置しており、合理的配慮に基づき、必要に応じて対応することが可能な環境を整えています。
- 具体には、大阪公立大学においては、低視力や弱視など見えづらい方の読み書きを支援するため、拡大読書器の設置や読み上げ対応の電子ブックの充実を図るほか、申請に応じて資料の電子化サービスを提供しています。
- 大阪公立大学杉本図書館では、拡大読書器を案内しやすい場所に配置変更しました。
- 大阪公立大学工業高等専門学校においては、視野狭窄等の視覚障がいのある人の読書をサポートするリーディングトラッカーを設置し、視覚障がいのある学生などの読書環境の整備を進めています。

（回答部局課名）

副首都推進局 公立大学法人担当

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

15 読書バリアフリー法について

（１）同法の目的を実現するため、視覚障害者が容易に読書ができるよう、スマートフォンや専用アプリ開発の促進が図られるなど、読書環境の整備を積極的に推進してください。

（回答）

- 大阪府では、令和元年６月施行の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」に基づき、令和３年３月に「大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を策定いたしました。
- 同計画を推進するにあたり、様々な読書方法及び読書支援サービス等の周知を目的としたリーフレットを、府立図書館等が開催したイベント等において配布するとともに、読書支援機器の操作体験をしていただきました。
- また、令和６年度では拡大読書器を購入し、府立中央図書館の読書支援機器の充実を図りました。
- 今後も引き続き同計画の周知を行っていくほか、府立図書館等におけるアクセシブルな書籍等の収集・製作、製作したデータ等のサピエ図書館等への提供、書籍・データの相互貸出などを継続して実施し、施策がより活用されるよう努めてまいります。
- さらに、大阪府教育庁においては、視覚障がい者等の多様なニーズに対応できるようアクセシブルな書籍等の充実及び読書支援機器等の整備の推進が図られるよう、国に対し要望を行ってまいりました。今後も視覚障がい者等の読書支援機器等の整備の推進が図られるよう引き続き要望等を行うとともに、国の動向を注視してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 地域教育振興課
福祉部 障がい福祉室 自立支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

15 読書バリアフリー法について

（2）同法に基づく市町村計画の策定が促進されるよう、積極的に働きかけてください。また、市町村の公立図書館における「サピエ」への登録、端末操作指導員の設置等が促進されるよう市町村に働きかけてください。

（回答）

○ 府内市町村において、読書バリアフリー法にかかる理解を深め、計画の策定をはじめ地域の状況に応じた施策が推進できるよう支援し、府域全体の読書環境整備を図ってまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 地域教育振興課
福祉部 障がい福祉室 自立支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目） 16 視覚支援学校に点字指導のできる教員を中長期的に確保してください。
（回答） ○ 府立視覚支援学校においては、教員の点字指導に係る専門性の維持・向上のため、新たに視覚支援学校に赴任した教員等に対し、校内研修を実施しております。 ○ 引き続き、幼児児童生徒のニーズもふまえた点字指導に取り組んでまいります。
（回答部局課名） 教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

20 視覚障害者の職業自立を支援してください。

（1）大阪府や民間企業において、視覚障害者がより多く雇用されるようにしてください。また、障害者雇用における視覚障害者の雇用実態を把握し、効果的な施策を充実させてください。

（下線部について回答）

- 大阪府では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、昭和55年度より、身体障がい者を対象とする職員採用選考として、令和元年度からは障がい者を対象とする職員採用選考として採用選考を実施し、雇用の促進に努めてきたところです。
- この採用選考の実施においては、受験資格を視覚障がい者に限定した電話交換手職を設ける等、視覚障がい者の雇用促進にも努めており、これまで、視覚障がい者58名を含む271名を採用し、視覚障がい者については、電話交換や事務系職場で勤務いただいているところです。
- また、障がい者を含む幅広い方々に受験いただける競争試験等においても、より多くの視覚障がい者に挑戦していただけるよう、従来から点字、音声パソコン、拡大文字による受験機会を設けております。
- 今後とも、障がい者が幅広く能力を発揮できるよう、職域開拓に努めながら、着実に取組んでまいります。

（回答部局課名）

総務部 人事課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

20 視覚障害者の職業自立を支援してください。

（1）大阪府や民間企業において、視覚障害者がより多く雇用されるようにしてください。また、障害者雇用における視覚障害者の雇用実態を把握し、効果的な施策を充実させてください。

（下線部について回答）

- 大阪府内における民間事業主の障がい者の雇用状況（令和 6 年 6 月 1 日時点（大阪労働局公表））は、雇用者数、実雇用率とも過去最高を更新し、着実に障がい者雇用が進展しているものの、全国と比べると、実雇用率や法定雇用率達成企業割合は、まだ低位にあり、特に中小事業主において法定雇用率が達成されていない状況が続いています。
- 大阪府では、民間事業主の障がい者の雇用状況を改善するため、「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」に基づき、契約の締結や補助金の交付の相手方など府と関係のある事業主に対し、法定雇用率の達成に向けた指導や支援を行うとともに、法定雇用率未達成の府内にのみ事務所・事業所を有する常用労働者 40 人以上 100 人以下の中小事業主（特定中小事業主）に対し、障がい者の雇用状況の報告や雇用推進計画の作成・提出を努力義務として求め、雇用推進計画の作成支援等、計画の達成に向けたきめ細かな支援を行っているところです。
- 今後とも、視覚障がいのある方をはじめ、一人でも多くの障がいのある方がより多くの企業に就職することができるよう、大阪労働局をはじめ関係機関との連携を図りながら雇用機会の拡大に努めてまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 就業促進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

20 視覚障害者の職業自立を支援してください。

（3）ICT などを活用した在宅勤務なども含め、視覚障害者の職業拡大・開拓を積極的に進めてください。また、その職で自立できる職業訓練を充実してください。

（4）職業に必要なスキルを得るための教育・ICT などの訓練をより受けやすくするとともに、求職中の者だけでなく、在職者や学生も受けやすいものとなるよう配慮してください。

（回答）

（3）

○ 視覚障がい者全般の職業拡大・開拓については、障害者雇用促進法に定められているとおり、障がい者の雇用に関する情報の収集、分析及び提供等をおこなう独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者職業総合センターの役割として認識しています。

○ なお、大阪府としては、障がい者の社会参加や雇用・就労支援について、福祉部、商工労働部、教育庁が役割分担と連携の下、各種の施策を推進しており、視覚障がい者の職業能力開発や人材育成についても各部局が次の取組みを進めています。

▽福祉部：

- ・大阪府 IT ステーションにおける「視覚障がい者就労支援 IT 講習」、「e-ラーニング講座」を実施
- ・在宅就業支援団体に委託し、会議録音データの文字起こし等の IT 関連業務について「障がい者在宅就業マッチング支援事業」を実施

▽商工労働部：

- ・大阪障害者職業能力開発校における職業訓練として「オフィス実践科※」、
 - ・特別委託訓練として「情報処理科」、「ビジネス科」、
 - ・民間教育訓練機関等における短期委託訓練として「PC活用科」を実施。
- ※「オフィス実践科」は視覚障がい者を含む障がい者（障がいの種別を問わない）科目として実施しています。

▽教育庁：

- ・府立視覚支援学校における、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等を養成するための教育課程の編成
- ・職場実習等、生徒の障がいの状況をふまえた進路指導・支援等を実施

○ 今後も視覚障がいのある方がより多くの企業に就職することができるよう、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者職業総合センターをはじめ関係機関との適切な役割分担の下、連携を図りながら雇用機会の拡大に努めてまいります。

(4)

- 求職者を対象とした職業訓練につきましては、大阪障害者職業能力開発校及び社会福祉法人等への特別委託訓練において、訓練期間が1年間の2科目で、4月と10月に入校時期を設定するとともに、民間教育訓練機関（社会福祉法人）への委託訓練では、訓練期間が3か月間の科目を随時開講に設定するなど、ニーズに応じた職業訓練を受けることが可能となるようにしております。

在職者を対象とした職業訓練につきましては、大阪障害者職業能力開発校等で「テクノ講座」を実施しております。また、民間教育訓練機関（社会福祉法人）から、職業訓練指導を担当する職員を在職する事業所に派遣する3か月以内の職業訓練を実施しており、視覚障がい者のスキルアップと職場定着を支援する仕組みづくりに取り組んでおります。

- 大阪府 IT ステーションでは、就労をめざす障がいのある方が、IT を活用して就労できるよう、相談支援や IT 講習を行っています。
また、府内の障がいのある方やその支援者向けに、ICT サポート相談窓口を設置し、相談対応や音声読み上げソフトや点字機器等展示・体験などの支援を行っています。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 人材育成課
商工労働部 雇用推進室 就業促進課
福祉部 障がい福祉室 自立支援課
教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

- 21 視覚障害者の職業自立を図るため、視覚障害者の三療業を守る支援をしてください。
- （1）三療業者（鍼・灸・マッサージ）の無免許営業、無資格類似業者の取締りを強化してください。

（回答）

- 施術所の開設については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下、「法」という。）の規定に基づき、保健所に届け出なければならないことから、その際に、業務に従事する施術者の資格確認を徹底しております。
- また、施術所において免許資格を持たない者が従事しているとの情報の提供を受けたときは、速やかに保健所職員による調査や適切な指導等を行っており、今後とも、しっかりと取り組んでまいります。
- なお、平成28年6月29日付けで施術所に関して広告し得る事項（※）が一部改正され、開設届を提出済みであることが広告可能事項に追加されたことに伴い、府保健所においては、平成29年5月から、施術所開設者からの申請に基づき「開設届出済証」の発行を開始し、大阪市など保健所設置市保健所においても同様に対応しております。また、視覚障がい者の申請については、代行入力を行っております。
- 広告物として掲示していただくことにより、施術所の利用者自身が施術を受ける前に、法の規定に基づき府に開設届が行われている施術所か否かを確認できるようになりました。
- 令和7年2月には厚生労働省により「あはき・柔整広告ガイドライン」が策定されたことにより、広告可能な事項や禁止される広告等について明示されています。
- 施術所及び利用者の双方にとって有益なこの制度やガイドラインについて、府ホームページ等により、今後とも周知を図ってまいります。

※あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第七条第一項第五号の規定に基づくあん摩業等又はこれらの施術所に関して広告し得る事項

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

21 視覚障害者の職業自立を図るため、視覚障害者の三療業を守る支援をしてください。

（2）柔道整復に係る不正な保険請求を取り締まってください。

（回答）

○ 大阪府では、患者等からの情報に基づき、柔道整復師への指導が必要であれば、近畿厚生局と連携して個別指導を実施しています。指導の中で不正又は著しい不当な療養費の請求が疑われた場合は、監査を実施し、不正等の事実が認められれば、療養費を返還させるとともに、向こう5年間の受領委任の取扱いを中止する行政措置を行っています。

○ 令和6年度は個別指導を3件、監査を1件実施しました。

○ 柔道整復施術における健康保険証の適正な使用のためには、患者に対する啓発も重要であることから、「府政だより（令和7年3月号）」や、保険者から加入者あてに発送される医療費通知を活用し、府民への周知・啓発を行っています。

○ また、施術所からの柔道整復療養費に係る支給申請については、学識経験者や保険者代表、施術者代表に対して大阪府から委嘱した審査委員が、支給に係る審査機関である国民健康保険団体連合会において、内容審査等を毎月行っています。

○ 柔道整復師に対する指導・監査の実施にあたっては、不正な保険請求は、許さないという厳しい姿勢で臨んでまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

21 視覚障害者の職業自立を図るため、視覚障害者の三療業を守る支援をしてください。

（3）あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成校の新設を無制限に認められないよう、国に働きかけてください。

（回答）

○ あん摩マッサージ指圧師の養成施設の新設又は生徒の定員増加の申請については、都道府県知事より所管官庁である厚生労働省あて進達します。

○ その際、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第19条第1項の規定等に照らして、当該養成施設の認定や生徒の定員増加の承認の妥当性に関する知事の意見や厚生労働省による当該認定等の可否判断の参考となるべき事項を書面で添付しています。

○ 本府においては、これまで申請書を厚生労働省に進達する際には、
 ・ 晴眼者のあん摩マッサージ指圧師が増加すれば、府内の視覚障がい者の就職の機会等が著しく減少する恐れがあること
 ・ 晴眼者との競合が激しくなることにより、視覚障がいのある施術者の生計の維持が困難になること
 ・ 多くの団体から設立に対し反対の意見が表明されていること
 から、申請内容の審査にあたっては慎重な取り扱いをお願いしたい旨の意見を付しております。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

25 大阪府は、市町村に対して、災害時や公衆衛生上の危機等に際し、視覚障害者の生命と暮らしが守られる有効な対策と支援を実施するよう指導してください。

（回答）

※下線部について回答

- 令和7年3月に策定した大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）において、「市町村は、新型インフルエンザ等の発生時における障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）の対応等について、府と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する」と定めています。
- 令和7年度以降、各市町村において、府行動計画との整合性を図りつつ、市町村新型インフルエンザ等対策行動計画の変更に取り組む予定となっております。
- 市町村行動計画の変更に当たり、障がい者を含む要配慮者への生活支援の対応が計画に位置付けられるよう、府としても必要に応じて助言等を行ってまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 医療・感染症対策課
福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。